

宮崎県小規模事業者事業継続給付金 申請要領

令和2年4月30日

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した県内事業者に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

2 支給の対象者

本給付金の支給対象者は、次の（1）かつ（2）を満たしていることが必要です。

（1）次のすべてを満たすこと

① 小規模事業者であること

※小規模事業者とは

卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業以外）の場合

～従業員が5人以下の事業者

サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他の業種の場合

～従業員が20人以下の事業者

② 令和元年12月末日までに開業・設立していること

③ 宮崎県内に本店または主たる事業所を有すること

④ 法人の場合、本店であること

⑤ 令和2年5月1日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること

（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降やむを得ず休業することとなった事業者を除く）

⑥ 申請を行う者（法人の場合は法人の役員を含む）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条）の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと

※暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者とは

(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者

(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力又は関与している者

(6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者

(7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び第13項）を行う事業者でないこと

⑧ 国が支給する持続化給付金の申請を予定していること

(2) 次のいずれかを満たすこと

① 平成31年1月1日以前に開業・設立された方

令和2年1月から4月までのいずれかの月において、売上が前年同月比で75%以上減少していること

(例)

	1月売上	2月売上	3月売上	4月売上
平成31(令和元)年	100万	100万	120万	120万
令和2年	90万	80万	50万	10万
前年同月比	10%減	20%減	約58%減	約92%減

② 平成31年1月2日～令和元年12月31日の間に開業・設立された方

開業後から令和2年1月までの売上のうち最も高い月の売上と、令和2年2月～4月のいずれか低い月の売上を比較して75%以上減少していること

(例)

	令和元年 10月開業	11月	12月	令和2年 1月
売上	60万	80万	90万	100万
	令和2年 2月	3月	4月	
売上	80万	15万	10万	

90%減 ←

3 給付金の額 給付金の額は一律20万円です。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

4 申請手続き

(1) 予約受付

令和2年5月1日(金)から令和2年6月30日(火) 9時～17時

※ただし、5月9日(土)以降については、土日祝日を除き、6月30日は12時を以て終了する

(2) 申請受付

令和2年5月3日(日)から令和2年6月30日(火) 10時～15時

※ただし、5月9日(土)以降については、土日祝日を除く

申請受付は本店または主たる事業所が所在する地域を管轄する商工会・商工会議所(別紙のとおり)の窓口で行います。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、申請受付は完全予約制としますので、必ず事前に電話予約を行ってください。

(3) 申請に必要な書類等

① 宮崎県小規模事業者事業継続給付金に係る申請書(様式第1号)

② 売上帳等の売上高が確認できる書類

③ 直近1期分の確定申告書の写し(平成31年1月2日～令和元年12月31日までに開業・設立された方は開業届の写し又は法人設立届出書の写し)

④ ①の申請書に記載した振込口座の確認できる書類(通帳のコピー等)

⑤ その他商工会・商工会議所が必要と認める書類

5 給付金の支払い 申請書に記載された口座へ振り込みます。